

市川市認知症カフェ登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症カフェの登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門的な知識を有する者 医療、介護等に関する専門的な知識を有する者であって、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である者その他これに準ずる者（以下「認知症である者」という。）を支援した経験があるものをいう。
- (2) 認知症カフェ 地域住民に対し認知症に関する正しい知識の普及を図り、認知症である者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、認知症である者の家族の介護の負担を軽減することを目的として、認知症である者、その家族、専門的な知識を有する者等（以下「利用者」という。）が情報を共有し、相互に理解することができる場であって、これを運営するものが第3条第1項の登録を受けたものをいう。

(登録)

第3条 認知症カフェを運営しようとするものは、認知症カフェを実施する事業所ごとに、市長の登録（以下「登録」という。）を受けすることができる。

2 市長は、登録を受けようとするものが次に掲げる要件を満たすときは、当該登録をすることができる。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する医療法人、社会福祉法人その他市長が適当と認めるものであること。
- (2) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを

主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

エ 市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者

オ 第10条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しないもの

カ 市税を滞納しているもの

（登録の申請）

第4条 登録を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した市川市認知症カフェ登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 認知症カフェとしての名称
- (2) 認知症カフェの開始予定年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体等概要書（様式第2号）
- (2) 市川市認知症カフェ実施計画書（様式第3号）
- (3) 市税を納付したことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（登録の決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、市川市認知症カフェ登録可否決定通知書（様式第4号）により当該申請をしたものに通知するものとする。

（遵守事項）

第6条 登録を受けたもの（以下「登録者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認知症カフェは、利用者が利用しやすい場所で実施すること。
- (2) 認知症カフェは、1年度に4回（10月1日以降に登録を受けた年度にあっては、2回）以上行うこととし、その1回当たりの実施時間は、2時間以上とすること。
- (3) 認知症カフェの実施1回につき、専従する者を常時2人以上配置すること。
- (4) 認知症である者及びその家族からの相談に応ずるため、認知症カフェの実施1回につき、専門的な知識を有する者を1時間以上配置すること。この場合において、当該専門的な知識を有する者は、前号の専従する者を兼ねることができることとする。
- (5) 認知症カフェに従事する者（以下「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。従事者でなくなった後においても、同様とする。
- (6) 事故の防止及び安全な運営に努めるとともに、認知症カフェに係る事故の責任は登録者が負うこと。
- (7) 飲食を提供する場合は、利用者の使用する設備、食器等について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。
- (8) 市長から認知症カフェに関する情報提供の求めがあった場合は、速やかに、その求めに応じなければならない。
- (9) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知別紙）別記3(2)に規定する認知症地域支援推進員その他地域の関係者と連携を図り、認知症カフェを円滑に行うとともに、市民ボランティアの参加を積極的に促進し、地域に開かれた場となるよう努めること。
- (10) 認知症カフェの周知を行うとともに、利用者の拡大に努めること。

- (11) 市民が認知症について正しい理解を深める場となるよう努めること。
- (12) 認知症カフェの実施に関する情報を本市のウェブサイト及び認知症カフェを周知するためのチラシに掲載することについて同意すること。
- (13) 認知症カフェに関する情報について利用者等から問合せがあったときは、誠実に対応すること。

(変更の承認)

第7条 登録者は、その登録に係る第4条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項各号に掲げる添付書類に記載された内容の変更をしようとするときは、市川市認知症カフェ登録申請事項変更承認申請書（様式第5号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、市川市認知症カフェ登録申請事項変更承認等通知書（様式第6号）により当該申請をしたものに通知するものとする。

(廃止の届出)

第8条 登録者は、認知症カフェを廃止しようとするときは、市川市認知症カフェ廃止届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 登録者は、毎年度、市川市認知症カフェ実施報告書（様式第8号）を作成し、認知症カフェを実施したことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、当該年度において認知症カフェを最後に実施した日（前条の規定により廃止の届出をした場合又は次条の規定により登録の取消しを受けた場合は、当該届出の日又は取消しを受けた日）の翌日から起算して20日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の規定による登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(2) 市長の指示に従わないとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、市川市認知症カフェ登録取消通知書（様式第9号）により、速やかに当該取消しの内容を登録者に通知するものとする。

（調査等）

第11条 市長は、認知症カフェの運営状況に関し必要と認めるときは、登録者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

（事務）

第12条 この要綱に基づく事務は、福祉部地域支えあい課において処理する。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。